

志摩市立図書館情報システム機器更新業務委託に係る
公募型プロポーザル方式審査要項

1. 審査の対象者

本プロポーザル方式の審査対象となる事業者は、志摩市立図書館情報システム機器更新業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項に基づき参加申込書及び提案書を提出した者（以下、「参加者」とする。）に限る。

なお、参加者が1社の場合でも本プロポーザルによる審査は行う。

2. 審査の方法

- (1) 志摩市が設置した「志摩市立図書館情報システム機器更新業務委託プロポーザル方式選定委員会」（以下「委員会」という。）が参加者の審査を行う。
- (2) 提案書及びヒアリングにより審査を実施する。
- (3) ヒアリング審査における評価項目、配点、評価基準は、別紙のとおりとする。
- (4) 審査は、委員会の各委員が、参加者ごとに、評価項目に対して評価点を付与する。
- (5) 各委員の評価点について、評価項目ごとに平均値を算出し（少数点第一位未満切捨）、各評価項目の平均値を合算した総得点が最も高い者を受託候補者として決定する。
ただし、前述により算出した総得点が満点の6割以上であることを条件とする。
- (6) 総得点が同点の場合は、見積額の安価な参加者を受託候補者として決定する。見積額も同額である場合は、委員長の決するところとする。
- (7) 参加者が1者のみであった場合においても、総得点が満点の6割以上であれば、受託候補者に決定する。

3. ヒアリング審査

- (1) 別紙の基準に基づき、ヒアリング審査を実施する。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、審査対象から除外する。
 - ① 参考見積書の合計額が見積限度額を超えている場合
 - ② 提案書について、定められた提出方法、提出先及び期限に適合しない場合
 - ③ 提案書の提案内容に虚偽がある場合
 - ④ 参加者及び協力会社が、審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
 - ⑤ ヒアリング審査に遅刻又は欠席した場合
- (3) ヒアリング審査の概要は、以下のとおりとする。
 - ① 参加者からの提案書に関する概要説明は、20分以内とする。
 - ② 委員会から参加者へのヒアリングは、15分以内とする。
 - ③ 参加者の出席人数は、3人以内とし、「業務実施体制調書」に記載のあった者とする。
 - ④ 提案書類の差し替え又は説明用の追加資料の提示及び配布は認めない。ただし、液晶プロジェクター等の投影装置を使用し、提案書類に記載された内容を補足説明することは認める。この場合、スクリーン及び電源は市が用意するが、それ以外の必要機器（パソコン、プロジェクター、ケーブル類等）は参加者が持参すること。
 - ⑤ 事業者が判別又は推定できるものを会場内へ持ち込まないこと。また、事業者の判別又は推定できる言動をしないこと。

- ⑥ ヒアリング審査の順番は、提案書を受け付けた順に実施する。
- (4) ヒアリング審査の詳細（会場、時間等）については、後日各参加者へ電子メールで通知する。
- (5) 審査結果は、ヒアリング審査を受けたすべての参加者に通知する。